



私たちと一緒に働きませんか？

令和2年度採用

松前町職員を募集します

☎ 総務課職員係 ☎ 985-4113

◆ 1次試験日時

9月22日(日)
9時～



令和2年度新規採用職員の1次試験を9月に実施します。

申し込み受け付けは8月に開始予定です(募集予定の試験区分は次の通り)。募集人員や受験資格など、詳細は7月号の広報まさきでお知らせしますので確認してください。

皆様のご応募をお待ちしています。

試験区分(予定)	採用予定数(予定)
一般事務	5人程度
土木	若干名
建築	
保健師	
助産師	4人程度
保育士	

- ※ 1次試験の合格者には、2次試験として口述(面接)試験・作文試験を行います。
- ※ 2次試験の日程など詳細は、別途本人へ通知します。
- ※ 2次試験後の合否決定は、11月下旬～12月上旬ごろを予定しています。

町職員の仕事って?採用2年目の職員に聞きました

Interview



町民課住民係
鎌田 あゆみ さん

住民係で、各種証明書の交付や戸籍の届け出など窓口業務を行っています。役場の中でも町民の皆さんと顔を合わせることの多い部署なので、一人一人に寄り添いながらスムーズで爽やかな窓口対応ができるよう心掛けています。

今後は、国内外に松前町の魅力をPRしていきたいと思っています。みんなで松前町を盛り上げましょう。



福祉課障がい福祉係
山本 真丈 さん

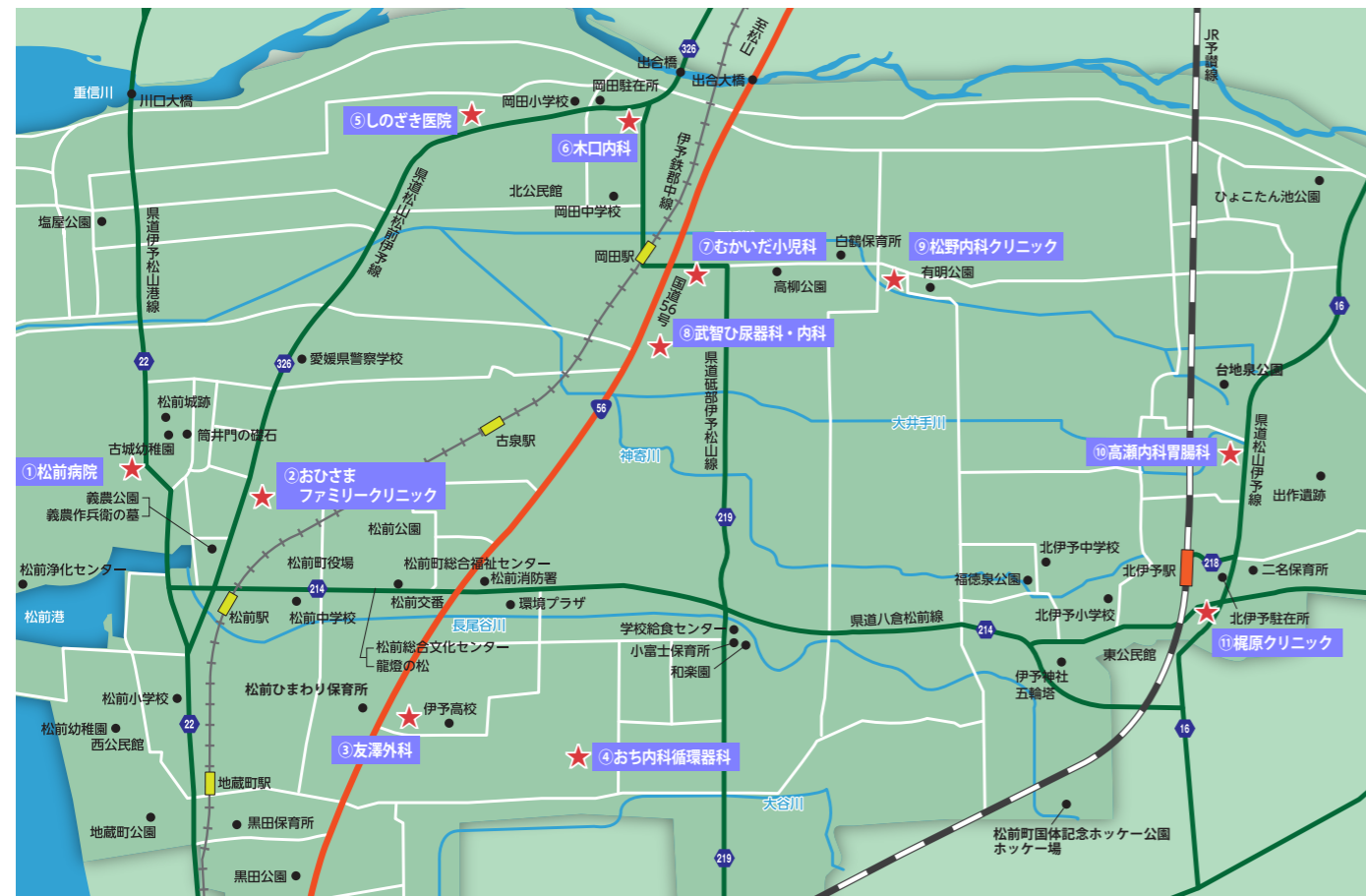
障がい福祉係で、ホームヘルパーの派遣など障がい福祉サービスの支給決定や請求のチェックなどを行っています。

支給決定をした人が福祉サービスを利用し、前よりも状態が良くなったと聞くと、私もうれしくやりがいを感じています。今後は幅広く知識を蓄えて、町民の皆さんから信頼される職員になりたいです。

●町内の接種委託医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	定期予防接種													
			ヒブ	肺炎球菌	四種	三種	二種	ポリオ	BCG	麻しん風しん	麻しん	風しん	水痘	日本脳炎	子宮頸がん	B型肝炎
1 松前病院	筒井 1592	984-1300			○		○			○						
2 おひさまファミリークリニック	筒井 399-1	984-0088				○	○			○	○	○	○	○	○	○
3 友澤外科	北黒田 173-1	985-0511	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○
4 おち内科循環器科	大溝 508-12	960-3620								○	○	○	○			
5 しのぎき医院	西高柳 246-4	985-2000						○		○	○			○	○	
6 木口内科	西高柳 110-1	984-3729								○	○	○	○			
7 むかいだ小児科	恵久美 792-1	985-0115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 武智泌尿器科・内科	恵久美 711	960-3555						○		○	○		○	○	○	
9 松野内科クリニック	大間 166-1	961-6677								○	○	○	○			○
10 高瀬内科胃腸科	出作 539-1	984-8980	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○
11 梶原クリニック	出作 1-1	960-3197								○	○	○	○			○

※ 他市町の医療機関や予防接種に関する詳しい内容については、保健センター係にお問い合わせください。



子どもの予防接種



町では定期の予防接種を実施しています。
定期予防接種は、予防接種法により接種回数や対象年齢が決められています。
事前に医療機関に予約して、接種してください。

●定期予防接種

予防接種名	対象者	標準的な接種年齢	接種間隔	回数
ヒブ(Hib)感染症	生後2カ月～5歳未満	初回接種開始 生後2～7カ月未満	27～56日で3回(1歳未満)。その後、7～13カ月の間で1回	4
		生後7～12カ月未満	27～56日で2回(1歳未満)。その後、7～13カ月の間で1回	3
		1歳～5歳未満		1
小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月～5歳未満	初回接種開始 生後2～7カ月未満	27日以上で3回(2歳未満)。その後60日以上あけて、生後12～15カ月の間で1回	4
		生後7～12カ月未満	27日以上で2回(2歳未満)。その後60日以上あけて、生後12～15カ月の間に1回	3
		1～2歳未満	60日以上	2
		2～5歳未満		1
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) 三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風) ポリオ(急性灰白髄炎)	1期初回 生後3～90カ月未満	生後3～12カ月未満	20～56日	3
	1期追加	1期初回終了後12～18カ月以内	1期初回終了後6カ月以上	1
BCG(結核)	2期 11・12歳(DTトキソイドを接種)	11歳		1
	生後12カ月未満	生後5～8カ月未満		1
麻しん風しん	1期 1～2歳未満			1
	2期 5～7歳未満で小学校就学前の1年間			1
水痘(水ぼうそう)	生後12カ月～36カ月未満	生後12カ月～15カ月未満	3カ月以上12カ月未満	2
	※既に水痘にかかったことがある人は、定期接種の対象となりません。			
日本脳炎	1期初回 生後6～90カ月未満	3歳	6～28日	2
	1期追加	4歳	1期初回終了後6カ月以上	1
	2期 9～13歳未満	9歳		1
	特例 平成7年4月2日～19年4月1日生まれの人：1期と2期の残りの回数を20歳未満で 平成19年4月2日～21年10月1日生まれの人：残りの回数を9歳以上13歳未満で			
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	サーバリックス 小学校6年生～高校1年生相当年齢の女性	12歳～13歳	初回を0カ月として、1カ月以上後、6カ月以上かつ2回目から2.5カ月以上後	3
	ガーダシル		初回を0カ月として、1カ月以上後、3カ月以上後	3
※ワクチンの組み合わせによる安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないため、必ず同一ワクチンで接種すること。 ※現在、厚生労働省の勧告により積極的な接種勧奨を差し控えています。ワクチンの効果や副反応について医療機関とよく相談し、十分理解した上で、保護者の判断で接種するようにしてください。				
B型肝炎	生後12カ月未満	生後2～9カ月未満	27日以上で2回。その後1回目から139日以上あけて1回	3

- ▼対象除外
①前年(1~6月申請分は前々年)
- ▼対象者
①ひとり親家庭の父か母と児童
②祖父(母)と孫、または兄(姉)と弟(妹)
③父母のない児童
※児童:20歳未満で就職していない人

現在の受給者証の有効期限は6月30日(日)です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

【ひとり親家庭医療費助成】
更新には手続きが必要です。5月中旬に郵送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。

医療費助成の更新

- ひとり親家庭医療費(申請での更新)
●重度心身障がい者医療費(自動更新)

に所得税が課税されている家庭 ※税の扶養状況で、課税されていても対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

②生活保護を受けている家庭

☎ 985-4114

【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月中旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

☎ 福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112

児童手当を受けている人は、毎年6月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。

現況届では、毎年6月1日の状況を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかを判断します。

対象者には、6月上旬ごろに案内文書を郵送します。提出しないと、

児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

6月分以降の手当が受けられませんが、注意してください。

☎ 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114



大人の歯科健診

成人の約80%が歯周病にかかっているといわれますが、重症にならないと自覚症状が現れにくいので、知らない間に進行してしまっていることも少なくありません。

歯周病は肺炎、心臓病や糖尿病などのリスクを高めるなど、体にさまざまな影響を及ぼします。早期発見・早期治療のため、年に1回は歯科健診を受け、お口の健康を守りましょう。



40歳以上の皆さんへ 成人歯科健診

- 受診期間 令和元年6月1日(土)~2年1月31日(金)
- 対象者 町に住民登録のある40歳以上74歳以下の人(年度末の年齢)
- 実施場所 松前町、伊予市、砥部町の協力歯科医院
- 内容 むし歯・喪失歯の状況、歯周病スクリー

ニング検査(簡易な歯周ポケットの検査)、入れ歯の状態、口腔清掃状態など

●利用方法
健康課保健センター係にお越しください。受診券と問診票をお渡しします。その後、協力歯科医院で歯科健診の予約を取って受診してください。

●個人負担
500円(受診時に協力歯科医院へ支払い)

75歳以上の皆さんへ 後期高齢者歯科健診

- 受診期間 令和元年6月1日(土)~2年2月29日(土)
- 対象者 愛媛県後期高齢者医療の被保険者
※申請時、6カ月以上入院している人、障がい者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設に入所・入居している人は対象外です。
- 実施場所 県内の協力歯科医院
- 内容 問診、歯の状態、口腔機能評価、保健指導

●利用方法
申込先に直接申し込んでください。クーポン券、問診票、質問紙などをセットにして送付します。その後、協力歯科医院で歯科健診の予約を取って受診してください。

●個人負担 無料(期間中に1回のみ)

●申込先・問い合わせ
愛媛県後期高齢者医療広域連合
☎ 911-7739 FAX 911-7735
✉ info@ehime-kouiki.jp

伊予歯科医師会監修



口と全身の健康のお話

(3)慢性微小炎症④

~利他の心が寿命を延ばす?~

これまで健康寿命を延伸するためには、慢性微小炎症をいかに克服するかにかかっているとんでもないこと、その大きな鍵の一つは歯周病や歯の根っこの炎症、扁桃などの口周囲の炎症のコントロールであることを述べてきました。

同時に、裏腹関係にある糖尿病や循環器系の疾患の予防に内臓脂肪の炎症をコントロールすること、そのためにかかりつけ医を上手に利用し、食生活の改善や有酸素運動の実践、何より定期的なメンテナンスを一生続けることが不可欠です。

これを、第一選択肢としますが、では他に慢性微

歯を大切に

小炎症を減らす手立てはないのでしょうか。実は、自分の欲を満たすだけの生活から脱却し、他人のために尽くす行為を行うことがそれに役立つことが分かっています。困っている人に優しく声掛けをする、公共の場の清掃活動をする、ボランティア活動をする、電車で弱者に席を譲るなど、ちょっと勇気を出して人に親切に働きかけることで、自分自身の炎症値が減っていくのです。

これを続けることで、ひょっとしたら遺伝子のスイッチがONになって、癌や脳卒中、心臓病、リウマチなどに強くなるのかもしれない。なぜなら、人類が生き延びて来られたのは、他者を助ける利他の心があつたから、お互い支え合って繁栄できたからにほかなりません。人の遺伝子の不思議さ奥深さを感じるのです。

第69回 社会を明るくする運動松前町大会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない安全で安心な社会のため、何が求められるのか、自分には何ができるのか一緒に考えてみませんか。

▼日時 7月10日(水) 15時～
▼場所 文化センター 広域学習ホール

▼記念講演
講師 聖カタリナ大学特任教授 山本万喜雄さん
演題 「人間讃歌の心で、社会を明るくするために」



▼福祉課障がい福祉係
☎985-41155

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。

現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の状況(新築、増築、取り壊しなど)を調査することです。

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。使用状況などを質問することもありますので、ご協力をお願いします。

- 次のような変更があればご連絡を
 - ①土地の使用状況を変更した場合
 - ②家屋を新築・増築・取り壊した場合(年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません)
 - ③家屋の用途を変更した場合(店舗から住宅に変更した場合など)
 - ④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合
- 税務課資産税係
☎985-41111

プラス4000円の付加年金制度 国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者は、月額1万6410円の保険料に4000円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。

- ▼付加年金の受給額 2000円×付加保険料を納付した月数
- ▼2年以上でお得 付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金が受給できてお得です。ただし、国民年金基金加入

者や会社社員の妻などの第3号被保険者は納付することができます。

- ▼申し込み方法 年金手帳(または納付書)と認め印(朱肉を使うもの)を持参して手続きをしてください。
- ▼申込先・問い合わせ先 町民課住民係
☎985-41106
松山西年金事務所国民年金課
☎925-51105

今年度は浜(新立)第1地区の地籍調査を実施します

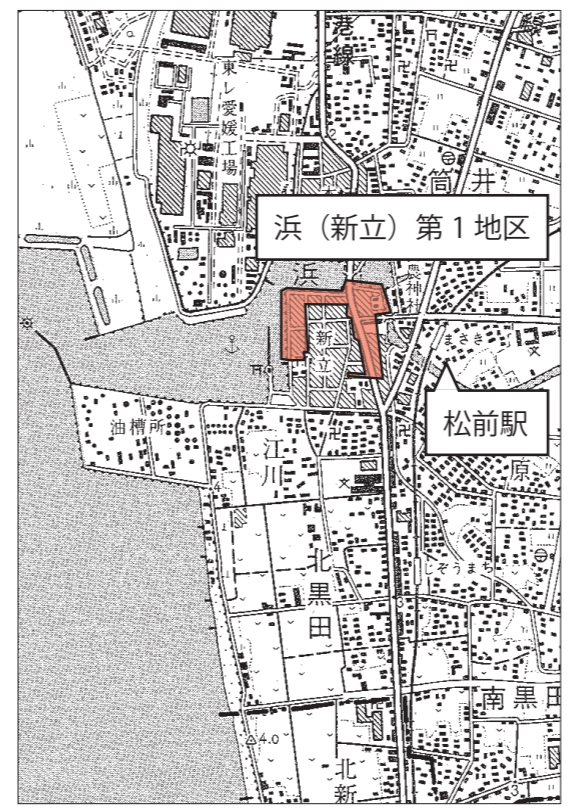
地籍調査とは 土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査です。現在、法務局に保管されている登記簿や公図は、明治・大正期に作成されたものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、次の調査を行い、登記簿や公図を修正します。

- ①所在、地番、地目と境界の調査
- ②登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
- ③境界の測量と面積の測定

数値データで記録・保存されるため、公共事業や土地取引の円滑化に役立ちます。また、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取り掛かることができます。

- ▼土地所有者へのお願い 8月上旬ごろに地元説明会を開催する予定です。関係者にはあらかじめ案内文書を送りますので、ぜひ参加してください。
- 産業課国土調査係
☎985-4127

元年度地籍調査実施計画



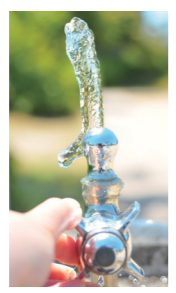
納め方を確認しましょう 町民税の納税方法をお知らせします

- ▼特別徴収(給与からの天引き) 事業主が従業員の町民税を毎月の給与から天引きして納めます。
- ▼【対象者】前年中と平成31年4月1日に給与の支払いを受けた人
- ▼【税額】給与支払者を通じ、特別徴収税額通知書で5月にお知らせ
- ▼特別徴収(年金からの天引き) 公的年金支払者が受給者の町民税を年金から天引きして納めます。
- ▼【対象者】前年中と31年4月1日に公的年金などの支払いを受けた65歳

- 以上の人(昭和28年4月3日～29年4月2日生まれの人)は10月支払分から天引き
- ▼【税額】納税通知書で6月にお知らせ
- ▼普通徴収(納付書または口座振替) 特別徴収以外の人が、町から送付する納付書か口座振替により年4回で納めます。
- ▼【税額】納税通知書で6月にお知らせ ※収入の種類により、複数の納税方法が併用されます。
- 税務課町民税係
☎985-41110

日々の感謝

6月1日～7日 水道週間



水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。

水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルで済みます。
- お風呂 シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10～12リットルの水を使います。小まめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルで済みます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回っていないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎984-6569)へ直接依頼してください。その他、不明な点は下記にお問い合わせください。

● 上下水道課業務係 ☎985-4126